

第1回「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との
調和に関する条例（仮称）」策定検討委員会 参考資料

P 1 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案 概要

【出典：環境省】

P 3 規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの取組み

【出典：再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース】

P 5 他の都道府県の条例制定状況

【県エネルギー政策推進課まとめ】

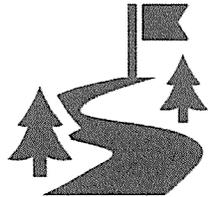
P 6 電気事業法上の工事計画の認可又は届出の範囲

【電気事業法施行規則等より】

P 7 FIT等の取消しに係る関係法令について

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

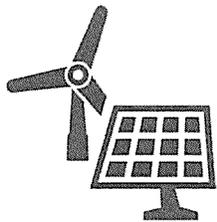
「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

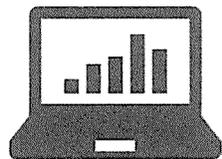
- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の概要

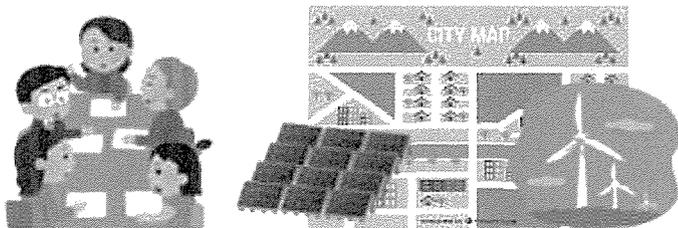
昨年秋に宣言された**2050年カーボンニュートラル**を**基本理念**として法に明確に位置付けるのに加え、その実現に向けた具体的な方策として、**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組**や、**企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化**を推進する仕組み等を措置するものです。

■ 背景

- 昨年、我が国は、**パリ協定**に定める目標（＝世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、**2050年カーボンニュートラル**を宣言した。

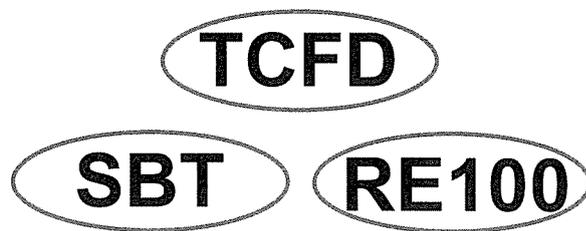
【地域】

自治体の「**ゼロカーボンシティ**」宣言の実現等に向け、自治体を中心となり、円滑な地域合意を図り、地域の再エネ資源等を**地域の課題解決**にも貢献する形で利用していく環境整備が必要（地域トラブル事例の減少にも資する）



【企業】

脱炭素経営に取り組む日本企業を後押しするため、こうした企業の取組が**投資家等から適切に評価**される環境整備が必要



脱炭素経営の取組の例

■ 主な改正内容

1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- **パリ協定**に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会**の実現、**環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

2. 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、**施策の実施に関する目標**を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令のワストップ化等の特例**※を受けられることとする。
※ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係ワストップサービス
※ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
- これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組**を推進。

3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告**を原則化するとともに、**開示請求の手続なし**で公表される仕組みとする。
※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向け**の啓発・広報活動を追加する。
- これにより、企業の排出量等情報の**より迅速かつ透明性の高い形での見える化**を実現するとともに、**地域企業を支援し、我が国企業の一層の取組を促進**。

<改正法の施行期日：1. 公布の日 / 2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日>

2050年までの脱炭素社会の実現を牽引・2030年に向けた取組を加速

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検の取組

立地制約の解消：農地

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定

- 2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際に、森林分野の導入目標も合わせて示す。【エネルギー基本計画の策定を待って検討・結論・措置】

農振除外や農地転用等の手続迅速化

- 関係機関の連携による複数手続（例：農振除外と農地転用）の同時並行処理の徹底等を通知で周知する。

【措置済み】

荒廃農地上の営農型発電の要件緩和

- 荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収8割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断する。【措置済み】

再生利用困難な荒廃農地の“非農地”判断の迅速化

- 農業委員会が再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を発出する。【措置済み】

営農型発電設備における一時転用期間更新の考え方の明確化

- 金融機関からの資金調達をより容易にするために、営農型発電における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を通知で明確化し、周知する。【措置済み】

再生利用可能な荒廃農地の活用に向けた要件緩和

- 農山漁村再エネ法（転用許可の例外を規定）の対象となる再生可能な荒廃農地の3条件（①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし）を③のみに要件緩和する。【令和3年7月措置】

立地制約の解消：森林

林野行政における再エネの位置付けの明確化

- 再生可能エネルギー利用促進に取り組む考え方について、次期の「森林・林業基本計画」において明確化し、同計画の趣旨や具体的な取組について下記マニュアル等により森林管理局や都道府県に対して指導を徹底し、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。【令和3年上期措置】

国有林野の貸付け等に係る手続の迅速化、透明化

- 簡素化可能な書類や他の手続と共用可能な書類を精査・検討し、再エネ特化の詳細なマニュアルを作成
- 緑の回廊については、事例も踏まえつつ、再生可能エネルギー施設の設置等に係る基準を明確化・公表【令和3年上期（第一案）、令和3年度上期（取りまとめ版）】

保安林の解除事務の見える化を通じた迅速化、簡素化

- 風力発電や地熱発電の保安林解除の事例を業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類等を記した再エネ特化のマニュアルを作成・周知する。【令和3年上期（第一案）、令和3年度上期（取りまとめ版）】
- 保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル（仮称）」を新たにHP上に開設する。【令和3年上期措置】

保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等

- 作業許可基準の取扱い（例：発電所建設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当、作業許可期間の延長、作業許可の面積等の解釈）を具体的に整理・周知する。【令和3年上期措置】

立地制約の解消：「所有者不明土地」

所有者不明土地特措法における対象の拡大

- 同法の対象事業（地域福利増進事業：使用権設定）の範囲を、出力1,000kW以上等の要件を満たす再エネ設備だけではなく、出力1,000kW未満の設備にも拡大する措置について、同事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの意見を伺いながら令和4年の同法施行3年経過の制度見直しに向けて検討する。【令和4年の制度見直しを目指して令和3年検討・結論】

立地制約の解消：「自然公園法・温泉法」

自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定

- 環境省は、新たな2030年の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルに向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。

【順次検討・結論・措置】

- 地熱開発の加速化のために、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。2030年までに、10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最短で8年程度を目指すとともに、60超の地熱施設数を全国で倍増することを目指す。

【順次措置】

自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換

- 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知）」における、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理について検討し、措置する。

【令和3年度上期検討・結論・措置】

自然公園における許可基準や審査要件の明確化

- 自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するかの考え方や工夫）の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。

【令和3年度上期検討・結論・措置】

地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。

【令和3年度上期に現状把握した上で論点を整理、必要に応じて環境省・経済産業省合同で検討会を設置し検討】

温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃

- 温泉法による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。
- 更に、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」にも反映する。

【令和3年上期措置】

【令和3年度上期検討・結論・措置】

立地制約の解消：「環境アセス」

風力発電の環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等

- 環境影響評価法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模に関し、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。

【順次措置】

- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得る。

【令和3年上半期には具体的な検討を開始、令和4年度結論】

ゴルフ場等の開発済み土地における太陽光発電等の推進に向けた環境影響評価手続の明確化

- 現行制度上でも、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することが可能であり、手続きの簡素化を図ることができるが、このようなメリハリのある環境影響評価を進めるために、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係る「ガイドライン」を公表する。

【令和3年上期措置】

他の都道府県の条例制定状況

◎ 都道府県で再エネ発電施設を規制する条例を制定しているのは下記の3県(和歌山、岡山、兵庫)

※ 現在、山梨県が条例策定(議会提案)中

	和歌山県 和歌山県太陽光発電事業の 実施に関する条例	岡山県 岡山県太陽光発電施設の 安全な導入を促進する条例	兵庫県 太陽光発電施設等と地域環境との 調和に関する条例	【参考】山梨県 山梨県太陽光発電施設の適正な設置 及び維持管理に関する条例(仮称)
対 象	太陽光 (50kW以上)	太陽光 (設置禁止区域: 全て) (設置に適さない区域: 50kW以上)	太陽光 (5,000㎡以上) 風力 (1,500kW以上)	太陽光 (10kW以上)
区域の 制 約	—	「設置禁止区域」 ・土砂災害の発生する恐れが特に高い区域 「設置に適さない区域」 ・土砂災害の発生する恐れが高い区域	—	「設置規制区域」 ・森林の伐採を伴う区域 ・土砂災害が発生している、又は発生するおそれが高い区域 ・土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域
課して いる 手続き	知事の事業認定 ※あらかじめ県・市町村と協議を実施するとともに、事業計画の案について地元自治会に説明が必要	※ 上記区域に例外的に設置する場合には、知事による許可等が必要	工事着手の60日前までに事業計画の届出 ※事業計画の届出前に近隣関係者への説明が必要	上記区域に設置しようとする場合、知事の設置許可 ※ 上記区域以外に設置する場合でも、あらかじめ設置届が必要
罰則等	(認定を受けず事業を実施した場合) ・手続きの実施の勧告、命令 ・氏名等の公表	(許可に付した条件に違反した場合) ・許可の取消し、施設の撤去等の命令 ・住所、氏名等の公表	(不届出、虚偽届出等の場合) ・5万円以下の罰金	(許可を受けず設置した場合等) ・5万円以下の過料
その他	【認定基準】 ・防災上の観点 ・設備の安全 ・環境への影響 ・景観との調和 ・行政計画との適合性	【主な努力義務】 ・地域住民との適切なコミュニケーション ・適切な土地の選定、開発計画の策定、設計及び施工 ・防災、安全、環境保全、景観保全等に関する対策の実施確認や近隣への配慮	【設置等に関する基準】 ・景観との調和及び緑地の保全に関する事項 ・防災上の措置に関する事項 ・安全性の確保に関する事項 ・廃止後において行う措置に関する事項	【許可基準】 ・土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと等 ・関係法令等の規定に違反しないこと ・関係市町村長の意見を聴き、その意見を尊重

電気事業法上の工事計画の認可又は届出の範囲（電気事業法施行規則等より）

※ 網掛けは条例策定に当たり参考とした出力規模

発電所の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
① 水力発電所	—	<p>水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであって別に告示するものを除く。）の設置</p> <p>※ 小型のものは、出力 <u>200kW</u> 未満のもので、最大水量 $1 \text{ m}^3/\text{s}$ 未満のダムのない設備</p> <p>※ 特定の施設内に設置される水力発電設備は次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道施設等の落差を利用する水力発電設備が事業所の敷地内に設置され、かつ、敷地外に電気工作物と連系されていないものでダム、水路のないもの
② 火力発電所 ※ バイオマス、地熱発電	—	<p>火力発電所であって汽力を原動力とするもの（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の設置</p> <p>※ 別に告示されるものは、出力が <u>300kW</u> 未満で、かつ、最高使用圧力が 2 MPa 未満等の火力発電設備で、かつ、次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高使用温度が 250°C 未満 等
③ ガスタービン発電所	—	出力 $1,000\text{kW}$ 以上
④ 内燃力発電所	—	出力 $10,000\text{kW}$ 以上
⑤ ②、③、④以外の火力発電所	—	すべての火力発電所
⑥ 2つ以上の原動力を有する火力発電所	—	すべての火力発電所
⑦ 燃料電池発電所	—	出力 500kW 以上
⑧ 風力発電所	—	出力 <u>500kW</u> 以上
⑨ 太陽電池発電所	—	出力 $2,000\text{kW}$ 以上 (<u>500kW</u> 以上 $2,000\text{kW}$ 未満は使用前自己確認制度の対象)
①～⑨以外の発電所（波力発電等の特殊な発電所）	出力 20kW 以上の発電所	—

FIT等の取消しに係る関係法令について

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法】（抜粋）

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則】（抜粋）

（認定基準）

第五条 法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

十四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。次項第一号及び次条第三号に該当するものを除く。）の規定を遵守するものであること。

2 法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。

第五条の二 法第九条第三項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

（認定の取消し）

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。
- 二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

<考 察>

不認定の場合でも事業を進めた場合には、上記法令の「関係法令（条例を含む。）の規定を遵守」していないこととなるため、FIT等の取消し要件となり得るものと思料